

札幌市私立認定こども園認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長が行う就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定の辞退について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 法第2条第2項に規定する幼稚園をいう。
- (2) 保育所 法第2条第3項に規定する保育所をいう。
- (3) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。
- (4) 連携施設 法第3条第3項に規定する連携施設をいう。
- (5) 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (6) 幼稚園型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園及び同条第3項の認定を受けた連携施設をいう。
- (7) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。
- (8) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた認可外保育施設をいう。
- (9) 認定こども園 第5号、第6号及び第7号に規定する認定こども園をいう。
- (10) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (11) 地域型保育事業所 支援法第29条1項に規定する特定地域型保育事業者が行う事業を行う事業所をいう。
- (12) 既存施設 次のいずれかの施設をいう。
 - ア 札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第2号。以下「条例」という。）の施行日前日において現に設置されている幼稚園
 - イ 条例の施行日前日において現に設置されている保育所
 - ウ 条例の施行日前日において現に設置されている認可外保育施設
- (13) 支援事業計画 本市が支援法第61条第1項の規定により定める市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。
- (14) 学校法人 私立学校の設置を目的として、私立学校法（昭和24年法律第270号）の定めるところにより設立された法人をいう。
- (15) 社会福祉法人 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより設立された法人をいう。
- (16) 利用定員 支援法第31条第1項又は支援法第43条第1項の規定により市長が定める利用定員をいう。

(17) 認可定員 認定こども園の設置に当たり認定され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員をいう。

(18) 都市公園 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。

（認定の基本方針）

第 3 条 市長は、法、条例及びこの要綱に定める認定こども園の認定に係る基準を満たす者について法第 3 条第 8 項の規定による認定を行うものとする。ただし、支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として同項各号又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。）第 7 条で定める場合に該当すると認める場合は、認定しないものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、認定こども園の認定を行うことができる。

3 市長は、支援事業計画に基づき整備をしようとする認定こども園にあつては、法第 3 条第 8 項の規定に基づく認定を行う前にあらかじめその整備計画に関する承認を行うことを原則とする。

4 前項に規定する承認に関する手続その他の必要事項は、別に定める。

（設置者）

第 4 条 認定こども園を設置する者は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たす法人（学校法人又は社会福祉法人である場合にあつては、第 4 号及び第 5 号に掲げる基準に限る。）でなければならない。

(1) 条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。

(2) 経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 経営担当役員が社会的信望を有すること。

(4) 法第 3 条第 5 項第 4 号に掲げるいずれにも該当するものでないこと。

(5) 暴力団員の支配を受けていないこと。

2 前項第 1 号の当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有するとは、次のいずれをも満たすことをいう。

(1) 原則として、当該設置者が、認定こども園の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、当該認定を受けようとする認定こども園が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合で、かつ、第 10 条に規定する要件に適合する場合は、本号に掲げる要件を満たすものとみなす。

(2) 当該設置者が、認定こども園の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(3) 直近の会計年度において、認定こども園を運営する事業以外の事業を含む当該設置者の全体の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上していないこと。

(4) 債務超過の状態にないこと。

3 第 1 項第 2 号の経営担当役員が当該施設を運営するために必要な知識又

は経験を有するとは、次の第1号及び第2号のいずれにも該当するか、又は第3号に該当することをいう。

(1) 当該施設の園長が、特定教育・保育施設又は地域型保育事業所において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ただし、既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合は、当該施設の園長が、本号ただし書き以前に規定する者であるか又は当該施設において2年以上勤務した経験を有し、かつ、認定を受ける1年以上以前から認定を受ける前日において当該施設の園長として従事している者であること。

(2) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び当該施設の園長を含む運営委員会（認定こども園の運営に関し、当該施設の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(3) 経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び園長を含むこと。

（地方裁量型認定こども園の設置位置）

第5条 地方裁量型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境でなければならない。

2 市長は、地方裁量型認定こども園の設置者に対し、次に掲げる事項を特に考慮して当該地方裁量型認定こども園の位置を決定するよう求めるものとする。

(1) 既存の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業の営業所との位置関係

(2) 用途地域が工業地域又は工業専用地域として指定された地域でないこと。

3 市長は、地方裁量型認定こども園の設置者に対し、次に掲げる事項を考慮して地方裁量型認定こども園の位置を決定するよう求めるものとする。

(1) 地方裁量型認定こども園を設置しようとする行政区内において教育・保育需要が特に高いと認められる地域

(2) 最寄りの公共交通機関（JR及び地下鉄等をいう。）からの距離その他の通所の利便性

(3) 既存の特定教育・保育施設又は地域型保育事業所との位置関係

(4) 既存の風営法第2条第1項に規定する風俗営業の営業所との位置関係

(5) その他地方裁量型認定こども園の位置をより適切なものとするために市長が必要と認める事項

（定員規模）

第6条 幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び連携施設の全体の定員は20人以上とする。

2 保育所型認定こども園の定員は20人以上とする。

3 地方裁量型認定こども園の定員は20人以上とする。

（対象児童）

第7条 認定こども園が受け入れる児童については、支援法第19条第1項各号に規定する認定を受けた児童を対象とする。ただし、3号認定子どもにつ

いては対象としないことができる。

(職員)

第 8 条 認定こども園において職務に従事する職員は、条例に基づき配置されていなければならない。

2 前項の規定の条例に基づく配置とは、別表 1 に掲げる配置とする。

(施設の規模、構造等)

第 9 条 認定こども園として設置する施設の建物及び設備の規模、構造等の基準は、条例、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他関係法令に適合しているほか、認定こども園の種類に応じ、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 幼稚園型認定こども園 別表 2-1 に定める基準に適合し、かつ、幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）その他幼稚園に関して定める関係規定に適合するものであること。

(2) 保育所型認定こども園 別表 2-2 に定める基準に適合し、かつ、児童福祉法及び札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号）その他保育所に関して定める関係規定に適合するものであること。

(3) 地方裁量型認定こども園 別表 2-3 に定める基準に適合するものであること。

2 認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(不動産の貸与を受けるための要件)

第 10 条 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園（以下、この項において単に「認定こども園」という。）の設置者が認定こども園の用に供する土地又は建物について貸与を受けて認定こども園を設置する場合は、次に掲げる要件（国又は地方公共団体から貸与を受ける場合にあっては、第 3 号から第 5 号までに掲げる要件に限る。）のいずれにも適合しなければならない。

(1) 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該登記を行わないことができる。

ア 建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合

イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であると市長が認める場合

(2) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(3) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、既存事業から継続的に財源が確保されるなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(4) 社会福祉法人以外の者が不動産の貸与を受けて認定こども園を設置する場合には、前号に規定する財源とは別途、当面の支払いに充てるための次に掲げる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

ア 1年間の賃借料に相当する額

イ 1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該認定こども園が安定的に運営可能と市長が認めた額（地上権・賃借権の登記等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が行えると市長が認める場合にあつては、1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の2分の1を目途とする範囲内で市長が必要と認める額

(5) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が収支予算書に適正に計上されていること。

（認定の申請）

第11条 法第4条第1項の規定による認定こども園の認定の申請は、様式1「認定こども園認定申請書」に別に市長が定める書類を添付し、市長へ提出するものとする。

（認定又は不認定）

第12条 市長は、前条に基づき申請された認定こども園の認定に関して、審査のうえ、認定する場合は様式2「認定こども園認定通知書」、認定しない場合は様式3「認定こども園不認定通知書」により申請者あて通知するものとする。

（認定の辞退）

第13条 認定こども園の認定の辞退（当該施設における認定こども園としての運営を終了し、その後、当該施設において幼稚園、保育所又は認可外保育施設としての運営を行うことをいう。以下同じ。）をしようとするときは、設置者は、相当期間の余裕をもって市長に協議した上で、様式4「認定こども園認定辞退届」を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定こども園の認定の辞退に係る協議があつた場合であつて、認定の辞退の理由が妥当とは認められないか、又は、現に利用する児童に係る処置が適切でないときは、設置者に対し認定の辞退をしないよう求めるものとする。

（標準処理期間）

第14条 認定こども園の認定に関する標準処理期間は、第10条の規定による認定の申請があつた日からおおむね3か月以内とする。

（その他）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、支援制度担当部長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、施行日以降に認定する認定こども園に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月13日から施行する。

別表 1 「条例等に基づく職員配置」

職種	配置基準／資格要件								
園長	<p><配置基準> 1人</p> <p><資格要件> 次のいずれかを満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼稚園長の資格を有する者(学校教育法施行規則第20条～22条に該当する者) 2 2年以上児童福祉事業に従事した者又はこれと同等の能力を有すると市長が認める者 								
保育従事者	<p><配置基準> 次の1から5を合計した人数</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次により算出した人数 (4歳以上児数÷30) + (3歳児及び満3歳児数÷20) + (1、2歳児数÷6) + (0歳児数÷3) ※各括弧内の計算において、小数点第2位以下を切り捨て、全体を合計した後に、小数点以下を四捨五入すること。 2 利用定員が90人以下の施設である場合 1人 3 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設の場合 1人 4 上記とは別に1人 5 上記とは別に非常勤講師等2人を配置するよう努めること <p>※非常勤職員の勤務時間数は、職種毎に常勤職員化計算し、職員配置に必要な人数として加えることができる。 なお、常勤職員化計算の算出については、職種ごと非常勤職員等の当該月実勤務時間数の合計を就業規則等で定めた常勤職員の一ヶ月当たりの勤務時間数で除して求めるものとする。(小数点以下の端数処理は行わない。)</p> <p><資格要件> 幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士 ※幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の場合は、保育従事者の1/3以上が保育士であること</p>								
学級担任	<p><配置基準> 満3歳以上の園児に係る学級数の人数 ※学級担任は上記の保育従事者の数に計上可能</p> <p><資格要件> 幼稚園教諭免許状を有する者 ※保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の場合は、保育士で可(ただし、学級担任の1/3以上は幼稚園教諭免許状を有する者であること)</p>								
調理員	<p><配置基準> 保育認定子どもに係る利用定員に応じて次表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="459 1709 1145 1861"> <thead> <tr> <th>保育認定子どもに係る利用定員</th> <th>調理員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40人以下</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>41人以上 150人以下</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>151人以上</td> <td>3人(※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3人のうち1人は非常勤で可</p>	保育認定子どもに係る利用定員	調理員数	40人以下	1人	41人以上 150人以下	2人	151人以上	3人(※)
保育認定子どもに係る利用定員	調理員数								
40人以下	1人								
41人以上 150人以下	2人								
151人以上	3人(※)								
事務職員	<p><配置基準> 2人(うち1人は非常勤で可) ※園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置不要</p>								

学校（嘱託）医	<配置基準> 嘱託医 1 人	<資格要件> 小児科医（内科医でも可）
学校（嘱託） 歯科医	<配置基準> 嘱託歯科医 1 人	<資格要件> 歯科医
学校（嘱託） 薬剤師	<配置基準> 嘱託薬剤師 1 人 ※薬剤師は認定こども園の公定価格上の基本分単価に含まれていることから、すべての類型の認定こども園に対し、配置を求める。	<資格要件> 薬剤師

別表 2-1 「幼稚園型認定こども園の設備等の基準」

設備等名	設置・面積基準						
	<p>園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。 ただし、次に掲げる要件のすべてを満たす場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 教育及び保育の適切な提供が可能であること。 (2) 園児が安全に移動できること。</p>						
園舎	<p>次に掲げる面積を合算した面積以上</p> <p>1 次表の左欄に掲げる満3歳以上の園児に係る学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="427 546 1420 663"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 546 660 584">学級数</th> <th data-bbox="660 546 1420 584">面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 584 660 622">1学級</td> <td data-bbox="660 584 1420 622">180</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 622 660 663">2学級以上</td> <td data-bbox="660 622 1420 663">320 + 100 × (学級数 - 2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 満2歳の園児数 × 1.98 ㎡ 3 満2歳未満の園児数 × 3.3 ㎡</p>	学級数	面積 (㎡)	1学級	180	2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)
学級数	面積 (㎡)						
1学級	180						
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)						
園庭	<p>次に掲げる面積を合算した面積以上</p> <p>1 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="469 936 1420 1048"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 936 708 974">学級数</th> <th data-bbox="708 936 1420 974">面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 974 708 1012">2学級以下</td> <td data-bbox="708 974 1420 1012">330 + 30 × (学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1012 708 1048">3学級以上</td> <td data-bbox="708 1012 1420 1048">400 + 80 × (学級数 - 3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 満3歳以上の園児数 × 3.3 ㎡</p> <p>2 満2歳の園児数 × 3.3 ㎡</p>	学級数	面積 (㎡)	2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)	3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)
学級数	面積 (㎡)						
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)						
3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)						
	<p>既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合は、当分の間、1(1)及び2の面積を満たせばよい。</p>						
乳児室	ほふくしない満2歳未満の園児数 × 3.3 ㎡以上						
ほふく室	ほふくする満2歳未満の園児数 × 3.3 ㎡以上						
保育室又は遊戯室	<p>満2歳以上の園児数 × 1.98 ㎡以上</p> <p>※ 満3歳以上の園児に係る保育室は学級数以上設置すること。</p>						
	<p>既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合は、当分の間、保育室、遊戯室に面積基準を設けない。</p>						

(注意) 別表 2-2、別表 2-3 において同じ。

- 園庭の面積基準のうち、2の算定は、1歳児が年度途中で満2歳に到達することを考慮し、「1歳及び2歳の園児に係る定員数 × 3.3 ㎡」による。
- 乳児室の面積基準の算定は、ほふくの可否の正確な判断が困難であることから、「0歳の園児に係る定員数 × 3.3 ㎡とする。」
- ほふく室の面積基準の算定は、ほふくの可否の正確な判断が困難であることから、「1歳の園児に係る定員数 × 3.3 ㎡とする。」

別表 2-2 「保育所型認定こども園の設備等の基準」

設備等名	設置・面積基準						
	<p>園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。 ただし、次に掲げる要件のすべてを満たす場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 教育及び保育の適切な提供が可能であること。 (2) 園児が安全に移動できること。</p>						
園舎	<p>次に掲げる面積を合算した面積以上</p> <p>1 次表の左欄に掲げる満3歳以上の園児に係る学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="427 551 1420 667"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 満2歳の園児数 $\times 1.98 \text{ m}^2$ 3 満2歳未満の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$</p>	学級数	面積 (㎡)	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$
学級数	面積 (㎡)						
1学級	180						
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$						
	<p>既存施設が保育所型認定こども園の認定を受ける場合は、当分の間、1の面積は、保育室又は遊戯室の基準面積（下記）とする。</p>						
園庭	<p>次に掲げる面積を合算した面積以上</p> <p>1 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 (1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="472 1028 1420 1144"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 満3歳以上の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$ 2 満2歳の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$</p>	学級数	面積 (㎡)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積 (㎡)						
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$						
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$						
	<p>既存施設が保育所型認定こども園の認定を受ける場合は、当分の間、1(2)及び2の面積を満たせばよい。</p>						
	<p>次に掲げる要件をいずれも満たしている場合に限り、都市公園により代えることができる。</p> <p>(1) 当該認定こども園の敷地内の地上又は屋上に本表に定める面積を有する園庭を設置することが困難であると市長が特に認めること。 (2) 園庭に代えようとする都市公園が本表に定める面積以上の面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該認定こども園からの距離がおおむね300mの範囲内にあり、移動に当たって安全が確保されると市長が認めること。</p>						
乳児室	ほふくしない満2歳未満の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$ 以上						
ほふく室	ほふくする満2歳未満の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$ 以上						
保育室又は遊戯室	<p>満2歳以上の園児数 $\times 1.98 \text{ m}^2$ 以上 ※ 満3歳以上の園児に係る保育室は学級数以上設置すること。</p>						

(注意) 別表 2-1 と同じ。

別表 2-3 「地方裁量型認定こども園の設備等の基準」

設備等名	設置・面積基準						
	<p>園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。 ただし、次に掲げる要件のすべてを満たす場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 教育及び保育の適切な提供が可能であること。 (2) 園児が安全に移動できること。</p>						
園舎	<p>次に掲げる面積を合算した面積以上</p> <p>1 次表の左欄に掲げる満3歳以上の園児に係る学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="427 548 1420 667"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 満2歳の園児数 $\times 1.98 \text{ m}^2$ 3 満2歳未満の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$</p>	学級数	面積 (㎡)	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$
学級数	面積 (㎡)						
1学級	180						
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$						
	<p>既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、かつ、保育室、遊戯室の面積基準（下記）を満たす場合は、当分の間、1の面積は、保育室又は遊戯室の基準面積とする。</p>						
園庭	<p>次に掲げる面積を合算した面積以上</p> <p>1 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="470 1041 1420 1160"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 満3歳以上の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$</p> <p>2 満2歳の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$</p>	学級数	面積 (㎡)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積 (㎡)						
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$						
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$						
	<p>既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合は、当分の間、1又は満2歳以上の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$ いずれかの面積を満たせばよい。</p>						
	<p>次に掲げる要件をいずれも満たしている場合に限り、都市公園により代えることができる。</p> <p>(1) 当該認定こども園の敷地内の地上又は屋上に本表に定める面積を有する園庭を設置することが困難であると市長が特に認めること。 (2) 園庭に代えようとする都市公園が本表に定める面積以上の面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該認定こども園からの距離がおおむね300mの範囲内にあり、移動に当たって安全が確保されると市長が認めること。</p>						
乳児室	ほふくしない満2歳未満の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$ 以上						
ほふく室	ほふくする満2歳未満の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$ 以上						
保育室又は遊戯室	<p>満2歳以上の園児数 $\times 1.98 \text{ m}^2$ 以上</p> <p>※ 満3歳以上の園児に係る保育室は学級数以上設置すること。</p>						
	<p>既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、かつ、園舎の基準（上記）を満たす場合は、当分の間、保育室、遊戯室に面積基準を設けない。</p>						

(注意) 別表 2-1 と同じ。

所在地
 法人名
 代表者

印

(あて先) 札幌市長

認定こども園認定申請書

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおり申請します。

記

認定こども園の種類		<input type="checkbox"/> 幼稚園型 <input type="checkbox"/> 保育所型 <input type="checkbox"/> 地方裁量型						
認定を受けようとする施設	名称					種別	幼稚園・保育所	
	所在地						・保育機能施設	
	名称					種別	幼稚園・保育所	
	所在地						・保育機能施設	
認可定員	保育を必要とする子どもに係る認可定員	満 3 歳未満	人	小計	人	合計	人	
		満 3 歳以上	人					
	上記以外の子どもに係る認可定員	満 3 歳未満	人	小計	人			
		満 3 歳以上	人					
認定こども園の名称								
認定こども園の長となるべき者の氏名								
開設予定年月日		年 月 日						
教育又は保育の目標及び主な内容								
実施する子育て支援事業 (以下の中から実施する事業の左欄に○を記載すること。)								
	地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業							
	地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業							
	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業							
	地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業							
	地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業							

様式 2

第 号
年 月 日

様

札幌市長



認定こども園認定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定こども園について、下記のとおり認定しますので通知します。

記

- 1 設置者番号
- 2 施設番号
- 3 施設名
- 4 所在地
- 5 認定こども園の種類
- 6 定員
- 7 児童受託区分
- 8 認定年月日
- 9 その他

様式 3

第 号
年 月 日

様

札幌市長



認定こども園不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定こども園について、下記のとおり認定し
ませんので通知します。

記

- 1 施設名
- 2 理由
- 3 その他

年 月 日

所在地
法人名
代表者

印

(あて先) 札幌市長

認定こども園辞退届

認定こども園の認定を辞退しますので、下記のとおり届け出します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 認定年月日
- 4 辞退しようとする年月日
- 5 辞退する理由
- 6 現に施設を利用している児童の処遇